

# 情報通信技術の研究開発に係る 提案の公募

—提案要領—

令和元年 7 月  
総務省

# 目 次

1.	概要	1
2.	研究開発課題及び実施予定額	2
3.	応募資格	3
4.	応募に必要な書類	3
5.	委託先候補の選定及び採択	4
6.	契約	5
7.	研究者の雇用等	5
8.	研究成果	6
9.	物品等の扱い	6
10.	次年度以降の扱い	7
11.	研究開発の適正な執行について	8
12.	情報通信審議会からの提言を踏まえた取組	9
13.	研究開発成果の社会還元に向けた取組	9
14.	応募の手続き	11
15.	e-Rad からの内閣府への情報提供等	12
16.	その他 特記事項	13
17.	問い合わせ及び提出先	13

別紙 1	設計・製造におけるチップの脆弱性検知手法の研究開発 基本計画書
別紙 1 参考	設計・製造におけるチップの脆弱性検知手法の研究開発 基本計画書 概要資料
別紙 2	対象経費（直接経費）の範囲
別紙 3	採択評価基準
別紙 4	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について
別紙 5	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） (平成 26 年 4 月 : 平成 28 年 2 月一部改正)
別紙 6	情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第 3 版） (平成 27 年 4 月)
別紙 7	総務省情報通信研究評価実施指針（第 6 版）(平成 30 年 2 月)

総務省では、情報通信分野において我が国が取り組むべき国家的な研究開発課題について、委託による研究開発（以下「委託研究」という。）を実施します。

本委託研究では、民間企業等の研究機関における知見や技術、ノウハウを活用して、情報通信技術の研究開発を推進し、産業化へ結びつけることなどによって研究成果を有効に社会へ還元することを目指します。

## 1. 概要

本委託研究は、総務省が研究開発課題を指定して、その研究開発の実施機関を公募し、これを選定の上、民間等の研究開発機関に委託することにより研究開発を行うものです。

- (1) 総務省が指定する研究開発課題に対して受託を希望する研究開発機関は、所定の提案書を総務省に提出することにより、応募することができます。
- (2) 提案書については別紙7「総務省情報通信研究評価実施指針」（平成30年2月）を踏まえ設定した後述の「5. (2) 評価基準」に基づいて外部評価を行い、総務省が委託先候補となる研究開発機関を選定します。
- (3) 選定された研究開発機関は、総務省との間で委託契約を締結し、研究開発を実施します。

## 2. 研究開発課題及び実施予定額

本公募では、以下の研究開発課題が対象となります。

実施予定額については、初年度は以下を想定していますが、詳細については契約締結時に調整します。

研究開発課題		令和元年度 実施予定額（税込） (上限額を記載)
設計・製造におけるチップの脆弱性検知手法の研究開発		
1	I 回路情報を用いて不正回路を検知する技術	2. 0 億円
	II 電子機器の外部から観測される情報を用いて不正動作を検知する技術	

各研究開発課題の具体的な内容、目標、研究開発実施期間等については、別紙1の基本計画書を参照して下さい。

総務省が負担する経費(委託費)の範囲は、基本計画書に示した研究開発の実施及び研究成果のとりまとめに直接的に必要な経費(直接経費)とそれ以外の諸経費(一般管理費)(それぞれ消費税(消費税+地方消費税)8%分を含む)とします。直接経費の範囲については、別紙2の「対象経費(直接経費)の範囲」とし、一般管理費は直接経費の30%を上限とします。

なお、本委託費に含まれない研究成果の応用・展開に要する経費(例:成果応用に必要な関連技術を開発するための設備、機器、人件費、管理費等)などの経費(委託費の半額程度を想定)は、受託者の負担となります。本経費については、提案書提出時等に資料提出を求めます。

採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までに研究開発機関(共同研究の場合は、代表研究開発機関)と総務省との間で調整の上、内容の修正等を行うことがあります。

特に、本事業は内閣府官民投資拡大プログラム(PRISM)による予算の追加配分を受けて実施する事業です。PRISMの趣旨を踏まえた研究開発を進めて頂きますので、ご留意ください。

PRISMに係るガバニングボードの決定等は次のURLを参照ください。  
(<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/gb2.html>)

### **3. 応募資格**

以下の a. から g. の要件を満たす、単独ないし複数の企業、大学、国立研究開発法人等の研究開発機関等

- a. 当該研究開発課題に係る技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、当該委託研究を実施するために必要な組織、人員等を有していること。
- b. 事業の実施の効率性や機動性向上の観点から、原則、日本国内に研究拠点を持つ研究開発機関等であること。海外研究拠点での研究開発は、研究項目の中で国内研究拠点において実施し得ないテーマ、海外の特殊な設備等を使用せざるを得ないテーマ等に限られていること。
- c. 当該委託研究を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- d. 当該委託研究の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合（以下、このような形態で実施される研究開発を「共同研究」という。）、各研究開発機関等の役割と責任が明確に示されていること。また、各研究開発機関等のとりまとめを行う代表的な研究開発機関等（以下「代表研究開発機関」という。）が定められていること。
- e. 府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）に対して、「所属研究開発機関の登録」及び「研究者の登録」がなされていること。
- f. 研究代表者（共同研究の場合は代表研究責任者）は、全ての研究開発期間を通じて、研究開発の遂行に関する全ての責務を負えること。
- g. 全ての研究代表者（共同研究の場合は代表研究責任者）及び研究者は、所属する研究開発機関等に対して、あらかじめ本事業へ提案することへの了解を得ていること。（研究開発の実施にあたって、研究資金は所属する研究開発機関等が管理するとともに、資金の経理処理も研究開発機関等が実施する必要がある。）

### **4. 応募に必要な書類**

提案書などの応募に必要な書類（提出書類）については、提案書作成要領に記載しております。提案書作成要領に示す様式以外での応募は認められませんのでご注意願います。

提案書を受け付けた際には、研究開発機関（共同研究の場合は、代表研究開発機関）あて「受付通知」を送付又は電子メールで通知します。提案書送付後2週間を経過しても「受付通知」が届かない場合には、担当（「17.問い合わせ及び提出先」参照）まで電話又は電子メールにてご連絡願います。郵送の過程における事情等により提案書が未着となった場合の責任は一切負い

かねますのでご了承下さい。

なお、提案書の返却は致しませんので、必ず写し等を手元に保管しておいて下さい。（ヒアリング等で必要となる場合があります。）

## 5. 委託先候補の選定及び採択

### (1) 委託先候補決定方法

委託先候補の決定については、外部評価を行い、その結果を受けて総務省が行います。

### (2) 採択評価基準

委託先候補の評価については、別紙3「採択評価基準」に基づき、総合的に評価を行います。

### (3) 追加資料の提出等

委託先候補の選定は、提出された提案書に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出等をお願いすることがあります。

### (4) ヒアリングの実施

委託先候補の選定に当たり、公募期間終了後、原則として、提出された提案書及び追加資料の内容について、ヒアリングを実施します。（ヒアリングは日本語にて実施。提案者よりプレゼンテーションを行うことを想定。）

ヒアリングの詳細については、提案書を受け付けた後、別途連絡しますが、ヒアリング実施までの準備期間が限られる場合もありますので、前もってヒアリング資料の準備をお願いします。

なお、ヒアリングに要する費用は、提案者においてご負担願います。

### (5) 採択及び通知

総務省は、外部評価をもとに委託先候補となる研究開発機関を選定した後、当該研究開発機関（共同研究の場合は、代表研究開発機関）に提案内容の実施に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択を行います。採否の結果は、総務省から当該研究開発機関（共同研究の場合は、代表研究開発機関）宛てに通知します。

また、採択された研究開発機関（共同研究の場合は、各研究開発機関）及び研究責任者（共同研究の場合は、代表研究責任者を含む）並びに研究開発内容の概要は、総務省ホームページにて公表いたしますので、ご了承ください。

#### (6) その他

採択された提案を実施するに当たり、研究開発機関と総務省との間で委託契約を締結することとなります。当初提案の研究費は、契約の金額を保証するものではありません。必要に応じて修正計画を提出していただく場合があります。この場合において、研究開発機関との間で必要な契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。

また、条件を満たす提案が応募されなかった場合等においては、再公募を実施することとします。

## 6. 契約

#### (1) 契約期間

委託研究の契約は単年度契約となります。次年度以降については継続評価の結果に基づき、別途契約する（あるいはしない）ことになります。

#### (2) 契約の形態

総務省と研究開発機関との間で研究開発委託契約を締結します。研究開発を実施する研究者個人との間で研究開発委託契約を締結することはありません。

共同研究を行う場合は、総務省はすべての研究開発機関と直接契約を結びます。再委託は原則不可とします。

#### (3) 契約書について

原則として、契約は総務省の委託契約書によるものとします。

国立大学法人等において受託研究契約書を使用する場合には、その内容について協議するとともに、必要に応じて、加筆・修正・削除し、あるいは別途取り決めを交わしていただくことがありますので、ご了承下さい。

## 7. 研究者の雇用等

研究者を新たに必要とする場合には、研究費の範囲内において研究開発機関で雇用することができます。

雇用に関する責任はすべて研究開発機関にあり、本委託において実施する研究開発そのものとは関わりがありませんので、ご留意願います。

## 8. 研究成果

### (1) 研究成果報告書

毎契約年度終了日までに研究成果報告書を提出していただきます。契約は単年度契約となりますので、年度ごとに提出いただくことになります。

### (2) 研究成果の帰属

研究開発実施中に知的財産権が発生した場合、「産業技術力強化法」に基づき、一定の条件（以下参照）の下、受託者側に帰属させることができます。

#### 条件（遵守項目）

- 委託研究に係る成果（研究開発の実施により新たに発見ないし生み出されたものすべてを言い、知的財産権に関するもの、ノウハウに関するもの等すべてを含む。）が得られた場合には、遅滞なく、総務省にその旨を報告すること。
- 総務省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
- 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務省が当該知的財産権の活用を促進するため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
- 第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾をするときは、一部の場合を除き、あらかじめ総務省の承認を受けること。
- 上記のほか、必要と認められる事項がある場合には、契約書等において別途定める。

## 9. 物品等の扱い

研究開発に必要な物品等の調達は購入の場合の経費とリースの場合の経費の安価な方法としていただきます。

なお、購入する場合は、以下のとおりとします。

#### (1) 管理・維持

原則として、契約先である研究開発機関が物品等の維持管理を行うとともに、善管注意義務を負うものとします。

#### (2) 研究開発終了後の扱い

研究開発終了後、物品等の所有権は国に移ることとなります。当該設備の取扱いについては、別途協議することとします。

## 10. 次年度以降の扱い

契約は年度単位で締結しますので、複数年計画の研究開発課題の場合、次年度以降、研究開発を継続して実施するためには、年度末毎に継続提案書を提出して頂き、継続評価において適切であると判断された場合に、改めて契約を締結して頂くことになります。なお、予算の削減等により当初予定の実施期間より短くなることもありますので、ご留意下さい。

#### (1) 継続提案書の提出

継続提案書は、実施年度の研究開発の進捗状況及び研究資金の使用状況並びに次年度以降の研究計画等が分かる内容の書類から構成されます。提出時期は契約を締結した年度の2月頃を予定しています。

#### (2) 継続評価

継続提案書により、研究開発の目標達成状況、研究資金の使用状況及び研究開発実施計画等について有効性、効率性の観点を含め総合的に評価し、その評価結果において適切と判断された場合に限り、総務省は次年度の契約を締結します。なお、次年度の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致しません。

また、研究開発が終了した翌年度以降、終了評価・追跡調査・追跡評価に協力をお願いします。終了評価においては、「研究開発目標(アウトプット目標)の達成状況」や「政策目標(アウトカム目標)の達成に向けた取組みの実施状況」等について報告頂きます。追跡調査・追跡評価においては、「研究成果による波及効果(経済的、社会的、技術的)」等について、具体的にご報告頂きます。詳細については、研究開発の終了時に調整します。

## 11. 研究開発の適正な執行について

総務省では、公的研究資金による研究開発の効果的・効率的な推進、及び研究開発の適正な執行に向け、以下の取組を進めています。課題への応募、及び研究開発の実施に当たっては、これらの事項を遵守して頂きますので、ご留意下さい。

### (1) 研究費の不正な使用等に対する対応

研究者等による公的研究資金の不正使用等は、科学技術及びこれに関わる者に対する国民の信頼を裏切るものであり、決して許されるものではありません。

総務省では、総合科学技術会議がまとめた「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）を準用し、別紙5の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年4月（平成28年2月一部改正）。以下「ガイドライン」という。）を新たに策定し、それぞれの機関が実施すべき事項をテーマ別に記載し、研究機関に対して研究資金の適正な管理に必要な措置を講じるよう求めています。なお、研究開発を実施する際の受託機関における本ガイドラインに基づく取組内容については、契約時に本ガイドラインの付属資料2「自己点検チェックシート」を担当が確認いたします。

### (2) 研究上の不正行為に対する対応

研究活動における不正行為（得られたデータや結果の捏造、改ざん及び他者の研究成果等の盗用）は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、決して許されるものではなく、研究機関や総務省はその究明に際して厳しい姿勢で臨まなければなりません。

総務省では、文部科学省において策定された「研究活動における不正への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）や「研究不正行為への実行性ある対応に向けて」（平成26年9月19日総合科学技術・イノベーション会議）を踏まえ、別紙6の「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第3版）」（平成27年4月）を策定し、研究機関に対して不正行為に対応するための体制整備及び倫理教育の履修を求めるとともに、研究上の不正行為に対して厳格な制裁措置（交付停止、申請及び参加資格の制限並びに管理条件の付与）を講じることとしています。

## 12. 情報通信審議会からの提言を踏まえた取組

本委託研究開発では、「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」(平成25年諮問第19号)及び「新たな情報通信技術戦略の在り方」(平成26年諮問第22号)に関する情報通信審議会からの中間答申や最終答申を踏まえ、以下の取組について引き続き推進してまいります。

- (1) 研究開発を推進するにあたって、自社技術だけでなく、他社が持つ強みやアイデアを活用するなどのオープンイノベーションへの積極的な取組を推奨します。
  - (2) 研究開発課題の特徴に合わせた知財データベースの積極的な活用を推奨します。
  - (3) 委託研究の実施に際して生じる特許取得費用については、直接経費への計上が可能となります。なお、提案書の作成にあたっては、費用は別紙2のうちIV. その他6. その他(諸経費)へ計上してください。
- (参考) 「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」(平成25年諮問第19号)に関する情報通信審議会からの最終答申  
([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01tsushin03\\_02000084.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin03_02000084.html))
- 「新たな情報通信技術政策の在り方」(平成26年諮問第22号)に関する情報通信審議会からの第2次中間答申  
([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02tsushin03\\_03000223.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin03_03000223.html))
- 「新たな情報通信技術政策の在り方」(平成26年諮問第22号)に関する情報通信審議会からの第3次中間答申  
([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01tsushin03\\_02000216.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin03_02000216.html))

## 13. 研究成果の社会還元に向けた取組

研究成果をイノベーション創出実現につなげるため、以下の取組を進めております。課題への応募、及び研究開発の実施に当たっては、これらの事項を遵守して頂きますので、ご留意下さい。

### (1) アウトカム目標達成に向けた取組み

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(内閣総理大臣決定)に基づき、本研究開発の結果であるアウトカム目標の達成状況や達成の見込みを確認することが求められています。また、アウトカム発現までに長い時間を要することや、予期していなかった副次的成果や波及効果が得られることがあるため、本研究開発の終了後に、アウトカムの発現状況や波及効果等を検証し、次の政策・施策等に活かしていくことも必要となっています。

このため、本研究開発では、基本計画書に記されている政策目標(アウトカム目標)の達成に向けた研究開発機関による取組を要求します。アウ

トカム目標の達成に向けた道筋（実効的な取組計画、事業化活動、標準化活動、体制、資金等）について具体的に提案して頂きます。

なお、アウトカム目標の達成に向けた取組状況や実績については、研究開発が終了した翌年度以降もフォローアップを行い、随時報告頂くことになります。

(2) 「ビジネスプロデューサ」、「総合ビジネスプロデューサ」及び「プログラムディレクター」の設置

アウトカム目標の達成に向けた取組みを推進する体制として、「ビジネスプロデューサ」、「総合ビジネスプロデューサ」及び「プログラムディレクター」の設置を要求します。

「ビジネスプロデューサ」は、提案されるアウトカム目標の達成に向けた取組みについて、その実施の際の進捗管理等も含め、総括し、責任を負う者のことであり、研究開発機関内に1名配置することが必要となります。

「ビジネスプロデューサ」は、市場動向や技術動向等を踏まえたアウトカム目標の達成に向けた取組み内容の検討や、研究開発実施期間中及び終了後の継続評価、終了評価、追跡評価において、アウトカム目標の達成に向けた取組みの進捗状況についての説明資料の作成等を行います。

「プログラムディレクター」は、本研究開発全体（複数の研究機関による共同研究の場合を含む）の取りまとめを行う者であり、研究開発機関全体で1名配置することが必要となります。本事業に参画する研究機関は、プログラムディレクターの方針に基づき研究開発を実施してください。また、提案者はプログラムディレクターの候補者を提案書に記載してください。

なお、ビジネスプロデューサ並びにプログラムディレクターと研究開発実施者は、それぞれ求められる役割が異なることから、原則、別の者を配置することとします。

また、共同研究の場合においては、研究開発機関ごとにビジネスプロデューサを1名ずつ配置するとともに、各ビジネスプロデューサは相互に連携が必要となります。連携にあたっては、研究開発機関間を調整し、研究開発全般にわたりアウトカム目標の達成に向けた取組みの進捗状況について総括する「総合ビジネスプロデューサ」を設置することを要求します。

各研究開発機関は、共同研究を行う研究開発機関を横断した総合的な検討を効率的に行うため、研究開発機関間の調整業務及びビジネスプロデューサの業務の一部を、各研究開発機関より専門性を有する機関に外注することで、当該機関を「総合ビジネスプロデューサ」とすることができます。なお、総合ビジネスプロデューサを外注により配置しない場合には、各研究開発機関のビジネスプロデューサのうち1名を「総合ビジネスプロデュ

ーサ」とします。「総合ビジネスプロデューサ」はプログラムディレクターと連携し、研究成果の社会還元に向けた取組を進めてください。

### (3) 本取組に係る業務に関する経費の取り扱い

本取組に係る業務に関する経費については、研究開発の実施計画に記述することで、ビジネスプロデューサ及びプログラムディレクターの業務の一部を外注（総合ビジネスプロデューサへの業務の外注を含む）する場合に限り、別紙2の「IV-1 外注費」として計上することができます。その上限については、提案額の5%を目処とします。ただし、5%を越えることが見込まれる場合には事前に各課題の担当までお問い合わせ下さい。

なお、業務を外注する場合、研究開発終了時等に額の確定を行う際には、その請負業務の必要性及び金額の妥当性について確認等を行います。

## 14. 応募の手続き

提案の応募には、①応募情報のe-Radへの登録、及び②総務省への提案書（紙媒体及び電子媒体）の提出、の2つの手続きを共に行うことが必要です。

### (1) 応募に必要な準備作業

提案に必要な様式等は、本要領と同時に配布する提案書作成要領に添付されています。

応募は所定様式により行う必要がありますので、本公募に係る総務省の報道発表のwebページから提案書作成要領及び提案書様式をダウンロードし、提案書類を作成してください。

### (2) 応募方法

#### ① 応募情報のe-Rad<sup>1</sup>への登録

まず、e-Radへ研究開発機関及び研究者の情報を登録します。登録手続き完了までには時間を要する場合がありますので、余裕をもって手続きを行ってください。なお、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

続いて、研究責任者（共同研究の場合は、代表研究責任者<sup>2</sup>）はe-Radへ

---

<sup>1</sup> e-Radとは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

応募情報を入力し、当該研究責任者（共同研究の場合は、代表研究責任者）が所属する研究開発機関の事務代表者は e-Rad 上でその承認を行ってください。

これらの手続きは、e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) 及び別紙4「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」を熟読の上、令和元年8月7日（水）12時までに完了して下さい。

## ② 総務省への提案書（紙媒体及び電子媒体）の提出

研究責任者（共同研究の場合は、代表研究責任者）は、提出書類を総務省の担当（「17. 問い合わせ 及び提出先」参照）宛に郵送してください（宅配便、バイク便等も可能ですが。ただし、特定信書便事業の認可を受けた事業者によるものとします。）。令和元年8月7日（水）12時必着とします。

提案書類の担当への持ち込みは原則として不可としますが、やむを得ない場合には、事前に担当に連絡の上、令和元年8月7日（水）12時必着で担当へ持ち込んで下さい。

# 15. e-Rad からの内閣府への情報提供等

## (1) e-Rad からの内閣府への情報提供

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受け、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、各省庁統一的に e-Rad での入力をお願いしております。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

---

<sup>2</sup> 「代表研究責任者」は、共同研究の場合に、提案される研究開発の内容、実施の際の進捗管理等について、研究開発課題全般にわたり総括し、責任を負う者のことであり、代表研究開発機関における研究責任者がこれにあたります。

## (2) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究開発課題名、研究開発内容の概要、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとし、開示請求があった場合、開示請求者に対し開示されることとなります。

## 16. その他 特記事項

本要領に定めるところによるほか、新たに要領として取り決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省はこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開します。

また、委託先に対して、基本計画書に示すほか、関係省庁との連携等、政府としての基本方針や取り組みにご協力ををお願いすることがあります。

## 17. 問い合わせ及び提出先

研究開発課題、基本計画書の内容、提案書の作成又は提出方法等に関する問い合わせや提案書等の提出については、各研究開発課題の担当までお願いします。電子メールによる問い合わせの場合は、下記アドレスで一括して受け付けております。

【研究開発課題、基本計画書の内容等に関する問い合わせ及び提出先】研究開発課題		担当
1	設計・製造におけるチップの脆弱性検知手法の研究開発	
	I 回路情報を用いて不正回路を検知する技術  II 電子機器の外部から観測される情報を用いて不正動作を検知する技術	サイバーセキュリティ統括官室 TEL:03-5253-5749 FAX:03-5253-5752

【郵送先住所】

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎第2号館 総務省【上記提出先を参考のうえ各担当名を記載】

【提案書の作成又は提出方法等に関する問い合わせ先】

E-mail : ict-rd2019\_atmark\_soumu.go.jp

(スパムメール防止のため「@」を「\_atmark\_」に換えて表記しています。)